

WARNING

違法

原則禁止



mono **KAMO** method
モノを買って預けてもうけるオーナー商法



販売預託は原則禁止

不動産以外のあらゆる商品は、「買う+預ける=配当」がダメです



「オーナー」「元本保証」の甘い誘惑に注意

モノがなかったり、事業者が自転車操業かもしれません



違法な販売預託は契約無効

万が一契約してしまっても、販売を伴う預託等取引契約は無効です



預託法に関する情報はこちら

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/act_on_deposit/



消費者庁

トラブルに
困ったら

消費者ホットライン

1 8 8

